

学位論文要旨

学位論文題目 大学初年次教育における知的財産の教育デザインに関する研究

申請者氏名 阿濱 志保里

本研究では、効果的な大学初年次教育における知的財産教育を行うために、初等・中等教育の教育活動の指針を示す学習指導要領を分析し、小学生、中学生及び高校生を対象に情報モラル及び知的財産の状況を調査した。これらの分析・調査の結果に基づいて、小学校から高校までの知的財産の教育デザインを提案するとともに、大学初年次教育における知的財産教育の授業をデザインし、実施した。その上、その学習効果についての検証を行った。本研究では、知的財産教育は、知的財産基本法における知的財産の範疇とし、「身近な知的財産の創意工夫を探し、気づき、知的財産が私たちの生活や社会における役割を見通す資質を身に付ける。自ら創作し、創造活動や創作を通じて生活を豊かにするとともに、発想した人、発明した人及び創作した人に敬意を払う態度の育成」と定義している。また、学習指導要領や検定教科書などで著作権などの知的財産に関連する内容は情報モラルとして位置付けられていることから、「著作権」を構成要素とする情報モラル教育も知的財産教育の上位概念として取り扱う。

21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会が想定されて、幅広い知識や教養をもち、豊かな発想力と柔軟な思考力などを兼ね備え、イノベーションを行うことのできる能力や技術を学校教育において習得が期待されている。それらの社会変革に対応できる人材育成の観点より、多様化する社会の要請に応え、学校教育でもより効果的な学習環境の構築が求められている。加えて、情報化の進展に伴い、児童生徒が容易に著作物を作成することや、他人の著作物にアクセスすることが可能となった社会環境の変化に対応するため、文部科学省は学習指導要領において、一部の教科で情報の利活用を促すのみならず、知的財産等に対して正しく理解し、情報社会に参加する態度の育成を目指した教育活動に力を入れるようになった。教育行政機関や教育研究機関においても、知的財産における諸問題に適切に対応するために施策を講じている。第1章及び第2章では、これらの現状を踏まえ、知的財産教育を通じて身に付けることを期待されている資質・能力について、先行研究での取組みやその課題について明らかにしている。

第3章では、学習指導要領における知的財産に関する取扱いについて分析、整理を行なった。その結果、初等教育及び中等教育の学習指導要領に記述され、初等・中等教育においては「創造性」の能力育成に関する創造活動を中心とした記述が見られると共に、産業や科学技術の観点から知的財産を取扱っていることが分かった。第4章では、既存の学習指導要領に基づいて学習を行っている小学生、中学生及び高校生に対して、知的財産を含む情報モラル及び情報社会に対する考え方について実態調査を行った。学習者の意識を解明するために、定量的な分析とデータマイニングによる定性的な分析を行い、学習者の置かれている状況の把握を試みた。その結果、小学生は、携帯電話等のメディア端末機器への誤操作やメディア端末機器を用いたコミュニケーションから生じるトラブルに対する不安が見られたものの、使用や所持に対して興味関心は高い。中学生は、インターネットが生活の場面だけでなく、学習の場に活用されていることが分かった。また、ルールや法順守に対して意識は高い。しかし、誘惑などに負けやすく、情報社会において自らを守る意識までは持っていない傾向があった。高校生は中学生と同様、インターネットが学習に利用されている状況である。また著作権については、法順守の高い意識を持っているが、法律上、認められている権利についても認めない姿勢が見られた。以上のことより、初等・中等教育の学習指導要領に創造性や創意工夫や著作権などが記述されているにも関わらず、高校生が知的財産に関して十分な知識を習得していないとの実態を確認した。

第5章では、大学一年生を対象に、情報モラルと知的財産に関するアンケート調査およびその分析を行った。その結果、高校生とほぼ同様、モラルやルールや法律について一定の知識があり、意識も高いが、知的財産の知識や意識については、ばらつきや偏りが見られた。このような実態を考慮

に入れ、大学初年次教育における知的財産教育の授業デザインを行い、ICTを活用した反転授業を取り入れて教育実践を行なった。合わせて、大学初年次教育において効果的な知的財産教育の実施を目指し、小学校から高校まで一貫した教育デザインを提案した。教育実践では、知的財産を学んだ後、知的財産に関する意識に対して追跡調査を行なった。その結果、意匠権及び商標権について知識習得が有意に上昇したことが明らかになり、知的財産に関わる授業を受講経験及び学習経験が、レポート作成時や大学生活、私生活においても、著作権への意識に変化が見られた。

今後はこれらの取組から得られた知見をもとに、初等教育から高等教育における教科を横断した体系的かつ系統的な知的財産教育の学習カリキュラム、教材開発及び学習指導方法について検討を行っていきたい。

学位論文審査の概要と結果

報告番号	東アジア博 甲 第 109 号	氏 名	阿濱 志保里
論文題目	大学初年次教育における知的財産の教育デザインに関する研究		

(論文審査概要)

申請者が提出した論文は、小学校から高校までの学習指導要領および小中高生に対する情報モラルと知的財産の調査結果を分析した上で、大学初年次教育における知的財産教育の授業デザインを提案したものであり、6章の構成になっている。

第1章では、知識基盤社会に求められる人材像や知的財産能力に求められる人材ニーズ及びこれまでの知的財産に関わる政策提言、人材育成について紹介している。また様々な学習段階や観点より知的財産教育が推進されているが、本研究では学校教育を対象とした知的財産教育の定義及びその必要性について述べている。これまでの策定された政策や提言文書及び知的財産に関わる教育実践や教育活動の先行事例研究を踏まえ、本研究の目的を示している。

第2章では、これまでの知的財産政策に関する行政文書や提言に基づき、経済産業行政の取組みを人材育成の観点より解明を試み、加えて、知的財産に関わる政策が学校教育行政にどのように関わっており、影響を与えていているのかについても解明を試みている。さらに、知的財産を取り巻く状況の変化を受け、これまで行なわれてきた知的財産教育の取組みを明らかにし、その課題を検討している。

第3章では、学校課程における知的財産の取扱いを明らかにするため、学習指導要領における知的財産に関する内容を語彙抽出方法に基づいて分析、整理を行なっている。その結果、初等教育及び中等教育の学習指導要領に記述され、初等・中等教育においては「創造性」の能力育成に関する創造活動を中心とした記述が見られると共に、産業や科学技術の観点から知的財産を取扱っていることを記述している。

第4章では、知識基盤社会に生きていく学習者の情報社会に関する意識や知識を把握するために、小学生、中学生及び高校生を対象に、知的財産を含む情報モラルに関する意識・知識について調査と分析を行なっている。その結果、初等・中等教育の学習指導要領に創造性や創意工夫や著作権などが記述されているにも関わらず、高校生が知的財産に関して十分な知識を習得していないとの実態を確認している。

第5章では、大学一年生を対象に、情報モラルと知的財産に関するアンケート調査およびその分析を行なっている。その結果、高校生とほぼ同様、モラルやルールや法律について一定の知識があり、意識も高いが、知的財産の知識や意識については、ばらつきや偏りが見られたことを指摘している。この実態を踏まえ、小学校から高校まで一貫した教育デザインを提案し、大学初年次教育における知的財産教育の授業デザインを行い、ICTを活用した反転授業を取り入れた教育実践を行なったことを記述している。教育実践を行った結果、意匠権及び商標権について知識習得が有意に上昇したことや著作権への意識が高まったことを示している。

第6章では、本論文で得られた調査・分析の結果や教育実践の結果等をまとめると共に、今後の初等教育、前期中等教育及び後期中等教育において必要とする知的財産教育の取組みについて展望を述べている。

以上の学位論文の内容から、審査委員会は次のように評価した。

1. 創造性について

小学校から高校までの学習指導要領を知的財産教育の観点から分析し、その結果を小学校から高校まで一貫した知的財産学習に関する教育デザイン（必要な学習活動カテゴリの設定と学習目標、小中高における活動内容事例の提案）として取りまとめるというアプローチはユニークである。また、小中高大学生の知的財産を含む情報モラルに関する意識や知識についての調査分析の結果を踏まえて

大学における授業デザインを提案し、特に、大学初年次学生の知的財産を含む情報モラルに関する学習状況や理解状況を考慮して反転学習を導入した大学初年次に対する知的財産教育の授業デザインも先行研究に見られないことから、創造性の点においては優れている。

2. 論理性について

アンケートの項目については改善の余地があるが、アンケート結果の分析については先行研究に用いられる各手法を分析した上で KHcoder を用いて頻出語彙を抽出し、共起ネットワークを作成して行っていることから、論理性の点については達成できている。

3. 厳格性について

知的財産に関する背景や動向を調査した上で知的財産教育の必要性を示しており、また先行研究に用いられる手法を踏まえてデータ分析や ICT を活用した教育実践を行っていることから、厳格性の点について達成できている。

4. 発展性について

教育現場における知的財産教育はまだ黎明期にあり、この研究でデザインした知的財産教育はその貴重な一步であるように思われる。今後、実践で得られた知見を基に評価・改善していくば、高等教育機関における汎用性の高い知的財産教育の形成につながる。また、6章において初等・中等教育における今後求められる学習の展開についても記述されている。よって、発展性の点においても達成できている。

以上のように、創造性は「優れている」、論理性と厳格性と発展性は「達成できている」との評価であることから、全体評価としては「達成できている」と判断した。よって、審査委員会は論文審査結果を合と判定した。

論文審査結果

合・否

審査委員 主査 (氏名) 葛崎偉

(氏名) 成富 敬

(氏名) 鷹岡 亮

(氏名) ㊞

(氏名) ㊞